

後期高齢者医療制度③

新保険者証は

3月末に郵送

平成20年4月から、75歳以上の方（一定の障害があり認定を受けた65歳以上の方を含む）は、現在加入されている国民健康保険などの医療保険制度から脱退して、新たな「後期高齢者医療制度」に移行します。

4月からは、新たに交付される後期高齢者医療制度の被保険者証1枚で受診できるようになります。被保険者証はカード形式になり、3月末までに配達記録郵便にて郵送します。加入手続きは不要です。

◆県内で保険料は原則均一に

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりから保険料を徴収します。保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定し、徴収を市が行います。

また、保険料は2年に一度見直されますが、平成20・21年度の保険料は、「均等割額」の3万7千400円と、総所得金額から33万円の基礎控除額を引いた金額に7・12パーセントを乗じた「所得割額」の合計額です（上限は50万円）。

◆保険料は年6回に分けて支払い
保険料の支払いは、原則年金から年6回に分けて、自動的に引か

れます（特別徴収）。4月から8月までの3回の仮徴収では、1回当たりの仮徴収額として、18年度の所得などをもとに算出した保険料額の6分の1を支払います。次に、10月から翌年2月の3回の本徴収では、19年度の所得などをもとに、7月に後期高齢者医療保険料の年額を決定し、すでに支払った仮徴収額を差し引いた残りの額を支払います。

年金額が18万円未満の方や、介

護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が年金額の2分の1よりも多い方は、納付書や口座振替などにより個別に納めていただくこととなります（普通徴収）。

※老人保健法の障害認定の撤回を申し出た方や、被用者保険の被扶養者で被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行される方は、加入していた医療保険の保険者に対し、届出をお願いします。

【問合せ】 国保年金課老人医療係

野田警察署と協定締結

暴力団員の市営住宅入居を制限

市では、暴力団員排除のため、斎場の使用制限や、市が発注する建設工事などからの介入排除を行っています。

で市営住宅の「入居資格要件に暴力団員でないこと」を加えた条例改正を行いました。

条例改正を受け、2月28日には、警察との連携を強化するため、市と野田警察署とで「暴力団員の市営住宅への入居制限に関する協定」を締結しました。



市と警察が連携を強化

さらに、昨年4月に都営住宅で起きた暴力団員の発砲事件を受け、国からの通知が示されたことから、19年12月市議会

提供や、市営住宅から暴力団員を退去させる際には警察が必要な支援を行うなどとしています。

【問合せ】 建築指導課

シリーズ「市税の納付」③

市税の納付や相談は

夜間や日曜日にも受付



税金は、健康で安全、快適な暮らしができるよう、福祉の充実や道路、施設の利用など公共サービスの対価として、市民の皆さんに公平・公正に負担していただくものです。

税金滞りによる収入不足は、市で行っている行政サービスの低下など影響が懸念されますので、納め忘れがないか確認いただくとともに、納期限（納付する期限）までに納付をお願いします。

市では、期限までに納付されなかった方に、国税徴収法に基づき督促状を送付していますが、納付がない場合は、さらに納税催告状の送付な

■債権差押（平成18年4月～19年12月末）

債権の内容	件数	差押額(円)
国税還付金	19	21,435,730
給与	11	4,250,343
預貯金	230	134,539,482
生命保険解約返戻金	238	178,286,092
売掛金	1	2,463,341
計	499	340,974,988

旧関宿町との合併後、徴収率向上

上の対策として、滞納処分強化を進め、平成18年4月から19年12月末まで、不動産や預貯金などの債権を合わせて52件、差押額で約3億7千万円を差し押さえています。

特に、換価が容易な債権の差し押さえを積極的にを行い、499件、差押額は約3億4千万円でした。

◆口座振替で納付忘れを防止

収税課では、市民の皆さんが利用しやすいよう、納税相談を平日の20時5分まで、日曜日の8時30分から17時15分まで行っています。

また、納付には口座振替を利用すると、指定口座から納期限の日自動的に振り替えて納めることができます。期限をうっかり忘れて、納付窓口に出かける負担もなく、とても便利です。

【問合せ】 収税課